

●第6期（平成27年度～29年度）所得段階別の第1号介護保険料

階 層	所 得 区 分	対基準	月 額	年 額
第1段階	世帯非課税で生活保護、老齢福祉年金又は本人年収80万円以下	0.5	2,650円	31,800円
第2段階	世帯非課税で本人年収80万円超え120万円以下	0.75	3,975円	47,700円
第3段階	世帯非課税で本人収入120万円超	0.75	3,975円	47,700円
第4段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入80万円以下	0.9	4,770円	57,240円
第5段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入80万円超	1.0	5,300円	63,600円
第6段階	本人課税で基準所得120万円未満	1.2	6,360円	76,320円
第7段階	本人課税で基準所得120万円以上190万円未満	1.3	6,890円	82,680円
第8段階	本人課税で基準所得190万円以上290万円未満	1.5	7,950円	95,400円
第9段階	本人課税で基準所得290万円以上	1.7	9,010円	108,120円

※国の政令公布後、第1段階については、対基準0.45に軽減予定です。

■特別徴収の方の保険料

前年度から引き続き特別徴収されている方は、原則として4・6・8月分は、前月（2月）と同額の保険料が天引きされます。これは年度が始まる4月の段階で前年の所得が確定していないため、仮に徴収するものです。

前年の所得が確定した後、平成27年度の保険料が決まり、10月以降は年額保険料から4・6・8月分の合算額を差し引いた残額を3回に振り分けて天引きされることになります。

ただし、保険料が大きく変わる方などは、6月と8月で調整して徴収額を平均化することがあります。

介護保険制度見直しの主な概要

●平成27年4月1日より

- ①第1号保険料・・・標準6段階から標準9段階へ変更となります。
- ②特別養護老人ホームの利用対象者
 - ・要介護1～5から、原則要介護3～5（既入所者は除く）になります。
- ③サービス付き高齢者住宅が住所地特例の適用
 - ・住所をその施設に異動した場合でも、引き続き福島町の被保険者となります。

●平成27年8月1日より

- ①利用者負担・・・費用の1割負担が、一定以上の所得者については2割負担となります。
- ②施設入所の食費・居住費の助成
 - ・所得に応じて第1～3段階までの軽減が、所得に加えて資産も勘案します。

●平成29年4月1日より

- ①介護予防事業・総合支援事業・・・予防給付のうち訪問介護と通所介護が地域支援事業へ移行となります。

問い合わせ先

保健福祉課介護保険係

☎47-4682